

相続手続の流れ

被相続人の死亡
(相続開始)

通夜・葬儀
死亡届の提出
※7日以内

遺言書の
有無の確認

相続財産の
調査・評価

相続人の
確定調査

相続放棄・
限定承認の手続
※3ヶ月以内

遺産分割協議
相続財産の分割・
名義変更手続

準確定申告
※4ヶ月以内

相続税
申告・納税
※10ヶ月以内

相続とは、ある人が亡くなったときに、
その人(被相続人と呼びます)の
財産を相続人が引き継ぐことです。



東京都行政書士会

<https://www.tokyo-gyosei.or.jp>

〒153-0042

東京都目黒区青葉台

三丁目1番6号

- 市民相談センター
03-5489-2411
- 行政書士
ADRセンター東京
03-5489-7441
- 公益社団法人
成年後見支援センター
ヒルフェ
03-3476-5131

あなたをサポート
遺言 相続手続



【お問合せ先】当事務所又は大田支部
ITAGAKI行政書士事務所
: 03-3726-0149 (NPO法人もっけだの内)

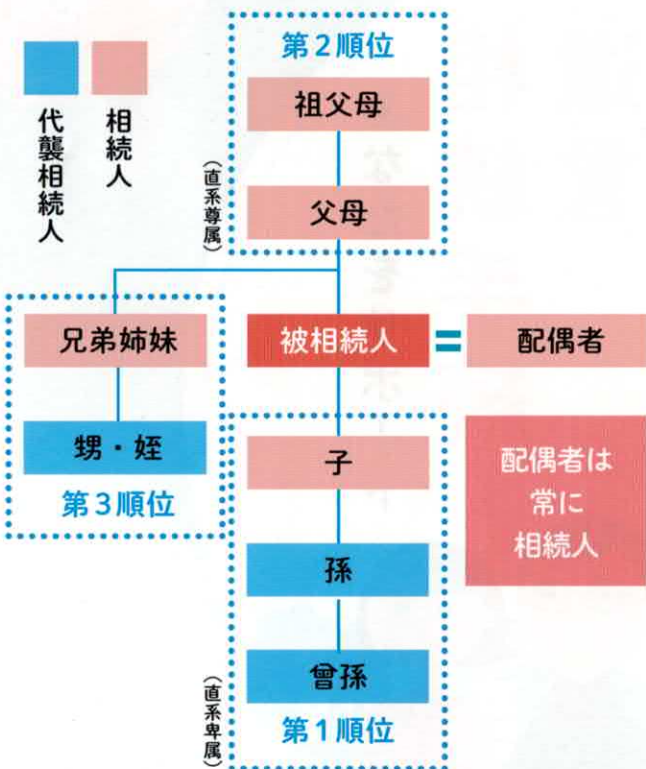
〒143-0023 東京都大田区山王2-1-8-415
東京都行政書士会大田支部
TEL 03-6809-9571



東京都行政書士会

相続

相続人・相続分



	相続人	法定相続分
第1順位	子	配偶者 2分の1 子 2分の1
第2順位	直系尊属	配偶者 3分の2 直系尊属 3分の1
第3順位	兄弟姉妹	配偶者 4分の3 兄弟姉妹 4分の1

内縁の妻(夫)、子の妻(夫)等は、相続人とはなりません。
子の中に被相続人より先に亡くなっている者がいる場合、その者の子(孫)が代わりに相続人になります。これを「代襲相続」と呼びます。

遺言

遺言があった場合は、遺言に従って相続財産を分割します。

自筆証書遺言の場合、相続開始後に家庭裁判所の「検認」が必要です(公正証書遺言の場合は、不要です)。

なお、遺言の内容にかかわらず、相続人のうち配偶者、直系卑属、直系尊属には、一定の「遺留分」が認められています。

公正証書遺言	遺言時に公証人・証人2名の関与を必要とし、公証役場に原本が保管される遺言 ※紛失・偽造の心配がありません。
自筆証書遺言	遺言者が、全文・日付を自書し、署名・押印した遺言 ※ひとつでも条件を満たさないと遺言として無効です。
秘密証書遺言	遺言者が遺言書に署名・押印のうえ、封紙に公証人の公証を受ける遺言 ※遺言の存在は明確に、内容は秘密にしておきたい場合に利用されます。

遺言執行についても、行政書士がお手伝いします。

遺産分割協議

遺産分割協議には、相続人全員が参加する必要があります。

相続人の中に不在者、未成年者、成年被後見人等がいる場合は、それぞれ不在者財産管理人、親権者、成年後見人等が本人を代理して協議に参加します。

各相続人間の公平を保つために「特別受益」「寄与分」の制度があります。

相続人間で協議が調わない場合は、家庭裁判所の調停・審判を利用することができます。

相続放棄・限定承認

相続をしたくない場合【相続財産のうち、プラスの財産(不動産・預貯金等)よりマイナスの財産(借金等)のほうが多い場合など】は、家庭裁判所に「相続放棄」の申立てをすることができます。

相続放棄をした者は、最初から相続人でなかったこととなります。

プラスの財産とマイナスの財産のどちらが多いか不明な場合は、家庭裁判所に「限定承認」の申立てをすることができます。限定承認は、相続人全員が共同して行う必要があります。

限定承認をすれば、プラスの財産の範囲内で借金等を返済すれば良いこととなります。

各種名義変更

相続財産	必要な手続	窓口
不動産	所有権移転登記	不動産の管轄法務局
自動車	移転登録	陸運支局等
預貯金	名義変更または払戻	口座がある各金融機関
株式	名義書換	発行会社・証券会社等

